

総 発 第 311 号
令和4年10月14日

酒田市いじめ重大事態再調査委員会
委 員 長 様

酒田市長 丸 山 至 ㊟

市立中学校の生徒の自死事案に係る再調査について（諮問）

令和4年6月29日に市教育委員会から、酒田市いじめ問題対応委員会による「酒田
市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査報告書」及び遺族からの「意見書」が提
出されました。

それぞれの内容を検証した結果、調査報告書には様々な点について「判明した事実」
が記載されていますが、その判明した事実は、誰に、いつ、どのような調査によって判
明したものなのかといった調査過程が記載されていないため、分かりづらい内容であり、
遺族からの意見書にもそのことの指摘がありました。

令和4年7月31日に遺族及び代理人と面談し、いじめ防止対策推進法第30条第2
項の規定に基づく再調査の実施を決定しましたので、下記事項について諮問します。

記

- 1 本件事案に係るいじめ等に関する事実の確認及び認定
- 2 本件事案といじめ等の因果関係の検証
- 3 1及び2の内容を踏まえた再発防止に向けての提言
- 4 必要があるときは前3号に掲げる事項以外の事項

上記事項の諮問に当たり、各委員の主たる役割は次のとおりです。

弁 護 士：本件事案に係るいじめ等に関する事実の認定及び再調査委員会に
よる調査報告書の作成

精 神 科 医： } 各分野の見地から、子どもの状態像（特性や精神状態、家族
心理学専門家： } 関係や仲間関係等）の評価及び本件事案との関連について、
福祉学専門家： } 意見を述べること。